

都市と自然が調和した 快適なまちになっています

〔大綱〕

第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる「コンパクトな都市づくり」を目指します。

第2章 交通ネットワークが整ったまち

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

第3章 人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

誰もがずっと住みたいと思える、人にやさしい住まい・住環境が形成されたまちを目指します。

第4章 地球や自然を大切にすまち

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にすまちを目指します。

第5章 生活環境に配慮したまち

市民が衛生的で快適に暮らせる生活環境に配慮したまちを目指します。

第6章 ごみのないきれいなまち

ごみのポイ捨てや不法投棄のない、快適に暮らせるきれいなまちを目指します。

第7章 資源が循環する環境にやさしいまち

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

基本方針

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる「コンパクトな都市づくり」を目指します。

そのため、都市の発展の方向を見据え、都市機能の集約と連携により、計画的な市街地形成を進めるとともに、秩序ある土地利用を適切に規制・誘導し、都市と自然が調和したにぎわいと活力ある持続可能なまちづくりを推進します。あわせて、地域の特性を活かした良好な景観を守り、創り、育てる取組みを進め、魅力ある都市空間の創出に努めます。

成果指標	現状値 (平成27年度実績)	目標値 (平成31年度末)
現在の景観を満足と思う市民の割合	66.0%	70.0%

現況と課題

- 人口減少や高齢化の進行は、低密度な市街地の拡大により都市機能が低下し、生活の利便性も低下するといった悪循環を招き、都市活力の維持が困難になることが懸念されます。そのため、都市のコンパクト化を図り、効果的で効率的な都市経営を実現し、都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりが必要です。
- 市街地調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落の活力の低下などが顕在化しています。そのため、農地や自然環境の保全を図りながら、秩序ある土地利用を図っていく必要があります。
- 土地の基礎的な情報を整備する地籍調査は、一部の地域にとどまっています。今後も土地の有効かつ合理的な利用促進を図るため、地籍調査を継続して進めていく必要があります。
- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、電柱・電線類、空き地等によって、良好な景観が阻害されることが懸念されます。そのため、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 土地区画整理事業などの面的な整備がなされていない地域には、狭あい道路などが多く、安全面、防犯面、景観面で問題を抱えている地区があります。今後の土地利用の方向性を検討する中で、安全で快適な市街地整備を計画的に進めていく必要があります。
- 中心市街地は、従来から整備されてきた交通インフラ等の都市基盤が充実していますが、空き店舗や老朽建築物等が増加し、まちのにぎわいや都市防災機能の低下だけでなく景観の悪化も問題となっています。にぎわいと活力をもたらすために、中心市街地の整備改善を進め、居住人口及び交流人口の増加を図る必要があります。
- 本市の公園には、経年劣化などによる安全性や利便性の低下が懸念される施設があります。このことから、ライフサイクルコストの観点で踏まえた公園施設の老朽化対策や管理運営を行うとともに、ボランティア活動の促進などによる緑あふれるまちづくりが求められています。

施策推進の視点

視点1 土地利用の計画的な誘導と利用促進

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能する都市空間を実現していくため、自然環境に配慮しつつ、地域の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。

また、土地の有効かつ合理的な利用を促進するため、地籍の明確化を図ります。

視点2 良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発や指導に努めます。

視点3 良好な市街地の形成

面的な整備がなされていない地域については、安全で快適な都市環境の創出や、都市防災機能の強化について検討します。中心市街地においては、地区のポテンシャルを活かし、にぎわい・文化拠点の形成、人々の交流機会の拡大及び居住の場としての魅力向上を図ります。

視点4 緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保とあわせ、長寿命化対策を踏まえた公園施設整備に取り組み、効率的な管理運営を行うとともに、さらなるボランティア活動の促進を図るなど、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

主な事業

- ・公園施設長寿命化対策事業
- ・新栄町駅前地区市街地再開発事業
- ・地籍調査事業



諏訪公園

第2章 交通ネットワークが整ったまち

基本方針

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのために、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、国・県、関係機関等との連携を図りながら、公共交通の維持・確保に努めます。

成果指標	現状値 (平成26年度末)	目標値 (平成31年度末)
有明海沿岸道路整備による佐賀空港までの移動時間	50分	45分

現況と課題

- 有明海沿岸道路は、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、福岡県内区間の自動車専用道路による全線開通と、熊本県側の有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備が必要です。また、有明海沿岸道路の市内区間では、交通量の増加により混雑が発生していることから、安全性や快適性の向上を図るため、4車線化が求められています。
- 九州新幹線新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、交通混雑や事故等が発生していることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過しており、老朽化による損傷の著しい箇所が増加する傾向にあることから、定期的に点検を行い適切に維持管理する必要があります。
- 鉄道、バスなどの公共交通は、利用者が減少傾向にありますが、通勤・通学、買い物等市民の日常生活に重要な役割を果たしているため、維持・存続が求められています。また、路線バスのない一部の地域では、市民の生活交通を確保するため、生活循環バスを運行しています。一方、九州新幹線新大牟田駅の利用者は増加傾向にあり、駐車場が不足しているため、さらなる利用者の利便性の確保及び向上を図る必要があります。
- 三池港唯一の旅客航路として、島原港を結ぶ高速船が運航されています。平成26(2014)年4月には、島原市と本市における両市域の地域振興の発展とともに航路の利用拡大を図ることを目的に、観光交流連携の推進に関する協定を結びました。利用者は年々減少傾向にありますが、今後も、航路の利用拡大に向けて啓発等を行っていく必要があります。

施策推進の視点

視点1 地域活力を向上させる広域道路網の充実

有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進し、移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化を図ることで、地域の活力を向上させる広域道路網の充実に努めます。

視点2 安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路については、利用者が安全で安心して通行できる道路空間の確保に努めます。また、橋梁等については計画的に点検や修繕等を行い長寿命化を図るとともに、主要な橋梁については耐震対策を実施し、道路の安全性の確保に努めます。

視点3 多様な交通手段の確保

国・県、関係機関等と連携しながら、鉄道やバス、旅客船等の利用促進及び利便性の向上などを行うことで、公共交通ネットワークの維持及び生活交通の確保に努めます。

主な事業

- ・有明海沿岸道路等国・県道整備促進事業
- ・橋梁長寿命化事業
- ・大牟田駅連絡橋改修事業
- ・路線バス運行対策事業



有明海沿岸道路

第3章

人にやさしい住まい・住環境が
形成されたまち基本
方針

誰もがずっと住みたいと思える、人にやさしい住まい・住環境が形成されたまちを目指します。

そのため、住宅の確保が困難な人に対し居住の支援ができるよう、住宅セーフティネットの充実を図ります。また、安心安全に暮らせるようバリアフリー化の推進、空き家の利活用、老朽危険家屋等の除却促進を行い、魅力ある住環境の形成に努めます。

成果指標	現状値 (平成27年度までの実績)	目標値 (平成31年度末)
市営住宅における住民同士の見守り活動実施団地数	1件	4件
老朽危険家屋等除却促進事業による除却件数	60件	148件

現況と課題

- 民間の賃貸住宅では高齢者や障害者であることを理由に入居が拒まれるなど、住宅の確保に困窮している人たちが増えています。市民が安心して暮らせるよう、官民による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が必要です。
- 市内には多くの空き家が存在し、放置しておけば地域の安全や衛生、コミュニティに支障を来すことが懸念されます。活用できる空き家は、積極的な利活用の促進を図るとともに、老朽化により危険な空き家は、所有者に除却を促すなどの対策が必要です。
- 市営住宅の入居世帯は、65歳以上の高齢者のみの世帯が約半数近くに達するなど、高齢化の進行が著しく、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。市営住宅の適正な管理はもとより、豊かで活力ある集住生活を送るためには、団地内のコミュニティ活性化などが必要です。
- 本市には昭和40年代以前に建設した市営住宅が多数あり、また、バリアフリー化など現在の居住水準に満たないものがあります。住宅セーフティネットにおける市営住宅の役割を果たすためには、計画的な建替えや改善を行い、市営住宅の良質なストック形成(*)を図る必要があります。

(※) 現在の居住水準に適した住宅の確保

施策推進の視点

視点1 住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者と高等教育機関等との協働による住宅セーフティネットの充実を図ります。

視点2 空き家対策

空き家の利活用については、居住支援協議会との協働による相談窓口と住情報システムの充実により、利用可能な空き家を掘り起こすとともに、所有者と利用者のマッチングを支援し、空き家の流通促進を図ります。

一方、老朽化した空き家については、除却の促進を図ります。

視点3 市営住宅の適正な管理と良質なストック形成

市営住宅の適正な管理に努めるとともに、一人暮らし高齢者などの見守りや閉じこもりを防止し、豊かで快適な生活が送れるよう、指定管理者とのパートナーシップにより、市営住宅のコミュニティ活性化を図ります。

また、市営住宅の建替えや改善にあたっては、長寿命化に配慮し、バリアフリー化等の居住水準の向上に努め、計画的な住宅の供給を図ります。

主な事業

- ・市営住宅コミュニティ活性化支援事業
- ・空き家等対策推進事業
- ・多世帯同居おうえん大作事業
- ・東部地区市営住宅建替事業



空き家の利活用（サロン活動）

第4章 地球や自然を大切にすまち

基本方針

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にすまちを目指します。

そのために、市民一人ひとりが、自ら地球や自然の現状について理解と認識を深め、自主的な取組みが行えるような支援体制の充実を図ります。

成果指標	現状値 (平成26年度末)	目標値 (平成31年度末)
市民のエコ行動の実施率	68.5%	84.0%
事業所のエコ行動の実施率	69.3%	85.0%

現況と課題

- 人々の暮らしは、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられています。人々の命と暮らしを支えている生物多様性を守り、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の構築が必要です。
- 本市には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等により、自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、近年では、外国から持ち込まれる外来生物等の影響により、地域の生態系が脅かされています。このため、継続的に自然環境の状態を把握し、貴重な動植物を守る必要があります。
- 地球温暖化は、化石燃料の大量消費など私たち人類の活動に伴う温室効果ガスの増加による影響の可能性が高いと言われています。地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの発生を極力抑制した低炭素社会の構築が喫緊の課題となっています。
- 市民、事業者等が、地球温暖化問題とその対策について理解を深め、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。
- 公園での犬の放し飼いやフンの放置、近隣の犬の鳴き声などペットに関する苦情が、市に多く寄せられています。本市では、動物管理センターを設置し、犬の捕獲・指導業務を行ってきましたが、近年、動物愛護意識の普及・啓発が必要となっています。

施策推進の視点

視点1 自然環境への配慮

豊かな自然環境を守り育てるために、継続的に自然環境の変化を把握し、市民、事業者等が自ら自然環境へ配慮する行動を促進します。

視点2 温暖化の軽減

市民を対象にした家庭への新エネルギー導入のための支援や、市民、事業者等が省エネルギー対策として行うエコ行動を促進します。

視点3 環境に関する学習・啓発の推進

市民、事業者等が、環境を守るエコ行動を実践し、ライフスタイルを環境に配慮した形に変えていくための啓発に取り組みます。また、学校や環境活動団体等と連携し、環境に関する学習を推進します。

視点4 動物の愛護及び適正飼養の推進

動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、動物の適正飼養の推進に努めます。

主な事業

- ・省エネ行動促進事業
- ・環境学習・啓発推進事業



環境学習（巨木を巡る）

第5章 生活環境に配慮したまち

基本方針

市民が衛生的で快適に暮らせる生活環境に配慮したまちを目指します。

そのために、地域の実情や市民ニーズに対応した衛生的な生活環境の整備を進めるとともに、公害のない安全で、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。また、市民の快適な暮らしを支えるため、環境啓発及び支援体制の整備を図ります。

成果指標	現状値 (平成26年度末)	目標値 (平成31年度末)
生活排水の汚水処理人口普及率	71.3%	82.1%

現況と課題

- 市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、平成26(2014)年度末で71.3%と、全国平均89.5%、福岡県平均90.5%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めることが必要です。
- 汚水処理施設の未整備区域について、国においては、今後10年程度を目途に、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示していることから、地域の実情に応じた生活排水対策の手法を総合的に検討する必要があります。
- 本市の公共下水道普及率は、平成26(2014)年度末で54.7%となっており、さらなる整備の推進が必要です。また、本市の公共下水道事業は、着手から50年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。さらには、安定的な下水道サービスを持続的に提供していくための取組みが必要です。
- 平成25(2013)年度に、し尿処理手数料を人頭制から従量制へ移行したことにより、1件あたりの汲取量は約1割減っています。また、公共下水道の整備、浄化槽の普及や人口減少により、し尿の汲取世帯は年々減少しており、残った汲取世帯の散在化により、し尿の収集効率が低下しています。
- 本市においては、工場や事業場に起因する大気汚染や水質汚濁は改善されましたが、近年は微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント等の越境汚染が問題となっており、環境基準が未達成となっている項目があります。また、騒音・悪臭等は、快適な市民生活を阻害する要因となります。今後も、大気や水環境の継続的な監視と騒音や悪臭等への適切な対応を行う必要があります。

施策推進の視点

視点1 生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽等による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に努めます。

また、水洗化を促進するための経済的支援制度の充実を図るとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための広報啓発に取り組みます。

視点2 快適で衛生的な暮らしを支える安定した下水道サービスの継続

流入水から処理水まで、処理工程の水質管理を徹底し、公共水域の水質保全を図ります。また、長寿命化計画に基づく下水道施設の計画的、効率的な改築更新と適切な維持管理を行うとともに、持続可能な事業運営のため経営基盤の強化に取り組みます。

視点3 し尿の適正処理

家庭や事業所から排出されるし尿については、水洗化促進などによる収集の効率化を図るとともに適正な収集運搬を行います。あわせて、処理施設の適切な管理運営に努めます。

視点4 公害の防止

公害のない快適な生活環境で暮らし続けることができるよう、大気や水質、騒音などの監視・指導を継続的に行います。

主な事業

- ・ 浄化槽設置整備事業
- ・ 生活排水対策啓発事業
- ・ 公共下水道汚水管渠整備事業
- ・ 水洗化普及促進事業



南部浄化センター

第6章

ごみのないきれいなまち

基本
方針

ごみのポイ捨てや不法投棄のない、快適に暮らせるきれいなまちを目指します。そのために、市民のモラルやマナーの向上を図り、まちをきれいにする活動を促進します。また、ごみの不法投棄等の不適正処理の防止に取り組みます。

成果指標	現状値 (平成26年度末)	目標値 (平成31年度末)
市内の不法投棄件数	52件	30件

現況と課題

- ポイ捨てやカラス等の被害によるごみの散乱が、まちの美観や良好な生活環境を損なう要因の一つとなっています。ごみの散乱はモラルやマナーによるところが大きいことから、市民一人ひとりの意識を変える取り組みが必要です。
- ごみが散乱している場所には、新たなポイ捨て等が発生しやすい状況にあります。現在でも多くの地域や個人でのボランティア清掃活動が行われていますが、さらなる市民、事業者等の自主的な清掃活動を促進する必要があります。
- 平成17(2005)年度から実施している監視カメラの設置と監視パトロールにより、不法投棄の件数は減少していますが、完全にはなくなっておりません。不法投棄をなくすためには、今後も監視等の取り組みを継続して行う必要があります。
- 事業活動によって生じた産業廃棄物は、一般的に量が多く、人や環境に有害なものが含まれていることもあります。そのため、産業廃棄物の不法投棄は、原状回復が困難で大きな社会問題となる傾向があります。産業廃棄物の不法投棄については、特に未然に防止するための取り組みが重要です。

施策推進の視点

視点1 ごみの散乱防止

ごみ散乱防止の意識向上を目的とした啓発や、ごみ出しルールの指導・啓発を継続します。また、ボランティア清掃や地域清掃の支援により、自主的な美化活動を促進します。

視点2 不法投棄等対策の推進

不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を継続し、未然防止と早期発見に努めます。悪質な事案については、警察等の関係機関と連携し対応の強化を図ります。また、不法投棄そのものがなくなるよう、広報や啓発等によるモラル向上に努めます。

主な事業

- ・ごみ散乱防止事業
- ・ごみ不適正処理対策推進事業



クリーンキャンペーン

第7章 資源が循環する環境にやさしいまち

基本方針

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

そのために、地域社会を構成する市民、事業者、行政が各々の責務と役割分担に基づいて協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の適正処理に取り組みます。

成果指標	現状値 (平成26年度末)	目標値 (平成31年度末)
市民一人当たりのごみ排出量	916g/日	891g/日

現況と課題

- 平成17(2005)年度のごみの有料指定袋制の導入や分別品目の追加等、これまでのごみの減量化・資源化の取組みにより、ごみの総量は平成17(2005)年度と比べて約3割減少しています。しかし、近年、ごみの排出量は横ばいの状況となっています。最終処分場の延命化を図るためにも、ごみのさらなる減量化・資源化が必要です。
- 事業系のごみについては、紙類が多く含まれることや生ごみが多量に排出されることから、指導・啓発の強化等により、減量化・資源化を図る必要があります。
- 資源の大量消費が抑制され環境への負荷が少ない循環型社会の構築には、3Rの推進が必要です。このうちリサイクルは、5種11分別による資源分別回収や小型家電リサイクルの取組みなど一定の成果が見られています。今後、一層のごみ減量化を進めていくためには、2R（リデュース・リユース）に関する取組みの充実・強化が必要です。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、RDF発電事業を中心とした現在の燃えるごみの処理体系は平成34(2022)年度までの継続が決まっており、以降の処理方針を決定する必要があります。
- 本市の高齢化率は全国平均を大きく上回る状況にあります。高齢者や障害者等によっては、ごみの排出が困難となる状況も増えていることから、自助・共助・公助の考え方に基づいた対応を図る必要があります。

施策推進の視点

視点1 ごみの減量化・資源化

3Rに関する広報や支援を継続するとともに、関係機関と連携し、環境教育を充実します。また、事業系ごみの減量化・資源化のために指導・啓発等の取組みを強化します。

視点2 ごみの適正かつ効率的な収集運搬

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬を実施します。また、ごみの排出が困難な人に配慮した収集の対応を図ります。

視点3 ごみ処理施設の適切な管理運営

大牟田・荒尾RDFセンター、リサイクルプラザ及び第3大浦谷埋立地の適切な管理運営を行うとともに、第3大浦谷埋立地についてはさらなる延命化を図ります。また、平成35(2023)年度以降のごみ処理方法について検討し決定します。

主な事業

- ・ごみ減量化推進事業
- ・地域資源物分別回収事業



リサイクルの日の地域でのごみ出し



「ぼくたち、私たちが描く未来のまち・おおむた」入賞
白川小学校5年 吉開康貴さん (平成26年度当時)